

作成年月日	令和2年6月1日
作成部局課室名	企画県民部災害対策局災害対策課

「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン ～感染症と災害からいのちと健康を守るために～」の策定

1 趣旨

出水期に向け、市町における新型コロナウイルス感染症対策に十分留意した避難所運営を支援するため、避難所運営ガイドラインを策定する。

2 特徴

- ・タイムライン形式で市町の実施事項・留意点を整理
- ・避難所対策だけでなく、避難対策を推進（マイ避難カード作成、分散避難の推奨）
- ※ 避難対策を含む実践的ガイドラインとしては全国初の取組

3 対策の目標

(避難所対策) 避難所で集団感染(クラスター)を発生させない

(避難対策) 避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらず、犠牲になることを防ぐ

4 内容

(1) 概要 別添1のとおり

(2) 本文 別添2のとおり

5 今後のスケジュール

- 6月1日 各市町へガイドライン提供
各市町は、ガイドラインを踏まえ、避難所運営マニュアル等を見直し
- 6月下旬 市町職員を対象とした研修会の開催
- 9月20日 兵庫県合同防災訓練において、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練を実施予定

(参考：アドバイザー)

氏名	所属・役職
木村 玲欧	兵庫県立大学 環境人間学部・大学院環境人間学研究科 教授
宇田川 真之	国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門 主幹研究員
高岡 誠子	人と防災未来センター 研究員
藤原 宏之	人と防災未来センター 研究調査員

(ガイドラインの特徴) ○ タイムライン形式で市町の実施事項・留意点を整理

○ 避難所対策だけでなく、避難対策を推進（マイ避難カード作成、分散避難の推奨）

対策の目標 ○ 避難所で集団感染（クラスター）を発生させない

○ 避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらず、犠牲になることを防ぐ

フェーズ0：事前準備

1 感染症対策を考慮した収容人員の確認

- 世帯ごとの間隔：ソーシャルディスタンス（できるだけ2m（最低1m））を確保
- ※ 避難者一人あたりの居住面積：3㎡以上

（参考）標準世帯（3人）の居住面積：3㎡/人以上×3人＝9㎡以上

世帯区分	居住面積	ソーシャルディスタンス共有部分面積	世帯の必要面積
3人世帯	9㎡	1.1㎡	2.0㎡（5m×4m）

- 十分なソーシャルディスタンスを確保できない場合は、従来面積（一人あたり3㎡以上）を確保のうえ、飛沫感染防止のため、世帯ごとに高さ1.4m以上の避難所用間仕切りを設置

2 十分な避難所数の確保

- 指定避難所となっていない公共施設、企業の福利厚生施設、ホテルや旅館等を避難所として活用
- 指定避難所以外の施設を避難所として使用する場合の支援体制（必要物資等の供給）の構築
- 在宅避難も想定

3 体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保

- 一般避難スペースと分離した別室の専用スペース又は専用避難所を確保（トイレも区分）

※別室の専用スペース等が確保できない場合にはゾーニングし、一般避難者と動線が交わらないレイアウトに

4 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（デイスポーズ）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールヘッド、ビニールカーテン、ブルーシート、仮設トイレ、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

※特に、避難所での換気が重要であることから、換気設備の事前整備を行うことが望ましい

5 適切な避難所運営を行うための体制の構築

- 防災部局、保健福祉部局等をはじめ全庁をあげた避難所運営体制の構築
- 管轄保健所との事前協議（濃厚接触者等の避難所への受入れに必要な情報の連携の仕方等）
- 災害時要援護者への感染予防対策の徹底
- 避難所運営要員等への事前研修・訓練等

6 住民への事前周知

- 指定避難所以外の在宅避難、親戚や知人宅など複数の避難先の検討
- 避難時にマスク、体温計、携帯用消毒液等必要な物資の持参
- マイ避難カードの作成推進（ハートマップ等の確認、「逃げ時」や「避難先」の事前設定）

マイ避難カード（作成イメージ）

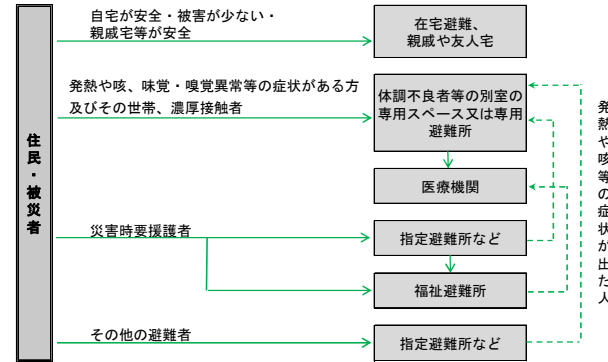
	名前
確認!	判断材料の入手 <small>（何が危険？ 大層や危険の時に何を確認？）</small>
いつ?	逃げ時 <small>（何がどうなるかな？）</small>
どこに?	避難先 <small>（どこに？どのルートで？）</small>
	夜（暗い時）
どのように?	避難する方法 <small>（おれと？歩いて？車まで？）</small>
	夜（暗い時）

（その他、メモ）

フェーズ1（避難）

1 適切な避難先の提示

- 災害時に発熱等の症状がある人など各人の状態に応じた適切な避難先へ案内・誘導



2 避難情報発令時の留意事項

- 避難所以外の選択肢を示し、マスク着用の徹底

【発令文例】

○市町災害対策本部からお知らせします。
○川○地点での水位が氾濫危険水位○mに到達しましたので、○地区に対し午後○時に「避難勧告 レベル4」を発令しました。直ちに指定された避難所へ避難してください。ただし、激しい雨や増水などにより、避難経路など屋外の状況が危険な場合は、近隣の安全と思われる建物、もしくは、自宅の2階に避難して下さい。
避難所に避難する際は、食料等のご持参や、感染症対策のためマスクの着用をお願いします。

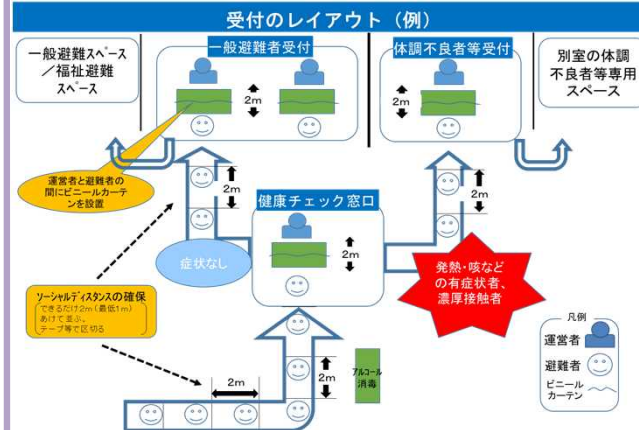
フェーズ2（避難所開設・受入れ・運営）

1 開設

- 運営スタッフの健康チェックの実施
- レイアウト、消毒液等衛生資材の配置
- ホームページや防災情報無線等多様な手段を活用し、避難所開設情報等を住民へ周知

2 避難者の受け入れ

- 避難者受付の前に「健康チェック窓口」を設置



3 避難所運営

- 手洗い、うがい等基本的な感染症対策の徹底
- 十分な換気の励行（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度、換気扇、除菌・滅菌装置等の活用）
- 定期的な検温、健康チェックの実施
- 発熱、咳などの症状者の分離、状況に応じ保健所に連絡し指示に従う

4 在宅避難などの避難者の健康管理

- 在宅避難、テント避難、車中泊等の避難者を把握し、支援漏れがないよう留意
- 健康チェックも定期的の実施

避難所入所時健康チェックリスト(例)

避難所入所時の健康チェック項目

<input type="checkbox"/>	PCR検査後、自宅で待機中でしたか？
<input type="checkbox"/>	感染が確認されている人の濃厚接触者で健康観察中でしたか？
<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者との接触はありましたか？
<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域に行っていましたか？
<input type="checkbox"/>	発熱が現在ありますか？（ 日前から 度程度）
<input type="checkbox"/>	強いだるさがありますか？
<input type="checkbox"/>	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか？
<input type="checkbox"/>	においや味を感じにくいですか？
<input type="checkbox"/>	その他、感染したかもしれない心配になる症状はありますか？

持病や要配慮に関する項目

<input type="checkbox"/>	介護や介助が必要ですか？
<input type="checkbox"/>	障がいがありますか？
<input type="checkbox"/>	乳幼児がいますか？（妊娠中も含む）
<input type="checkbox"/>	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？
<input type="checkbox"/>	この他に、心の面も含めて気になる体調の変化はありますか？

フェーズ3（避難所解消）

- 避難者退去後に避難スペースを清掃。備品やドアノブ等共用部分のアルコール消毒を実施

新型コロナウイルス感染症に対応した
避難所運営ガイドライン
～感染症と災害からいのちと健康を守るために～

令和 2 年 6 月版

兵庫県企画県民部
災害対策局災害対策課

はじめに

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡がりを見せ、今後、収束傾向に見えても、再び感染の拡大も予測されます。こうした予断を許さない状況の中、風水害や地震などの災害の発生やその恐れがある場合、市町は避難勧告・指示などの避難情報の発令とともに、避難所を開設し、避難者を受け入れることが必要となります。

これまでの災害における避難所の環境に鑑みると、3つの密（密閉・密集・密接）となりやすく、新型コロナウイルス感染症が拡大しやすい環境にあるといえます。また、ワクチンや治療薬が確立していない現状では、より一層の感染防止に努めなければなりません。

県では、市町における避難所対策の充実を図るため、「避難所管理運営指針（平成 25 年）」、「避難所等におけるトイレ対策の手引き（平成 26 年 4 月）」、「兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル（平成 30 年 3 月）」などを策定してきましたが、この度、「避難所管理運営指針」の増補版として「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を策定しました。

まもなく大雨や台風シーズンを迎えます。市町におかれては、本ガイドラインを参考に、地域や避難所となる施設の実情に配慮してマニュアル等を作成し、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順の確認など迅速かつ着実に備えを進めてください。

なお、本ガイドラインは、3つの密の恐れがある避難所の運営を前提として示していますが、指定緊急避難場所の運営についても、この内容を準用して可能な限り感染防止対策に留意して運営に努めてください。

阪神・淡路大震災をはじめ、幾多の風水害に市町・県民が一丸となって立ち向かい、乗り越えてきた兵庫だからこそ、県民のいのちと健康を守るために、前例のない、この危機とともに立ち向かいましょう。

※ 今後、状況の変化や新たな知見等を踏まえ、必要に応じて、本ガイドラインの見直しを行います。

令和 2 年 6 月

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

【目次】

I	対策の目標とタイムライン等	1
1	対策の目標と基本的対応事項	1
2	新型コロナウイルス感染症に対応したタイムライン	2
II	フェーズ0（事前準備）	3
1	感染症対策を考慮した収容人員の確認	3
2	十分な避難所数の確保	7
3	発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者を分離する 別室の専用スペース又は専用避難所の確保	7
4	物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備	9
5	適切な避難所運営を行うための体制の構築	11
6	住民への事前周知	12
III	フェーズ1（避難）	14
1	適切な避難先の提示	14
2	避難情報発令時の留意事項	14
IV	フェーズ2（避難所開設・受入れ・運営）	16
1	開設	16
2	避難者の受入れ	17
3	避難所運営	19
4	指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理	20
5	災害時要援護者への感染防止対策の徹底	20
V	フェーズ3（避難所解消）	21
1	避難者退去後の対応	21
VI	参考（様式・参考資料等）	22
1	新型コロナウイルス感染症が収束しない中における 災害時の避難について（内閣府（防災担当）・消防庁）	22
2	国通知（避難所における新型コロナウイルス感染症対策 への参考資料について）	24
3	避難所掲示用3密防止啓発ポスター（厚生労働省）	26
4	避難所掲示用「報告すべき症状」ポスター（例）	27
5	手洗い普及啓発チラシ（公益社団法人日本食品衛生協会）	28
6	咳エチケット普及啓発ポスター（厚生労働省）	29
7	各避難所生活における感染管理リスク上のリスクアセスメント様式例	30
8	避難所での毎日の健康チェックリスト問診票（例）	31
9	各避難所緊急連絡先リスト（保健所・医療機関・その他関係者等）（例）	32

I 対策の目標とタイムライン等

1 対策の目標と基本的対応事項

対策の目標	基本的対応事項
<p>避難所で集団感染（クラスター）を発生させない。</p> <p>【避難所対策】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生物資・資機材、運営要員等の確保 ○ 3密（密閉・密集・密接）の回避、ソーシャルディスタンスに配慮したレイアウト・ゾーニング、特に建物内の土足厳禁の徹底 ○ 収容人員の把握・確認 ○ 発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者を分離する別室の専用スペース又は専用避難所、専用トイレ等の確保 ○ 避難者の健康状態の確認（受付時、避難開始後毎日） ○ 避難所の施設・設備（居住区域・手洗い場・トイレなど）の定期的な清掃・消毒の徹底 ○ 感染すると重症リスクの高い災害時要援護者への感染防止対策の徹底・適正な配慮 ○ 避難者・運営要員等の手洗い・手指消毒、咳エチケット、換気など感染防止対策の徹底 <p>※ 住民への事前広報</p>
<p>避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらず、犠牲になることを防ぐ。</p> <p>【避難対策】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様・多数の避難先の確保・周知 指定避難所以外の公共施設の避難所指定、企業の福利厚生施設（体育館等）の活用、災害時のホテル・旅館等の活用 ○ 分散避難の推奨（多様な避難行動） 指定避難所への集中（3密）回避のため、指定避難所以外の避難先のほか、在宅避難（待避・垂直避難）、親戚・友人宅避難も ○ マイ避難カード作成の推進 県民一人ひとりの逃げ時、避難先等の事前設定、特に避難所が密となり使用をためられる場合などの、指定避難所以外の複数の避難先の事前設定 <p>※ 住民への事前広報</p>

2 新型コロナウイルス感染症に対応したタイムライン

区分			市町に求められる対応	(参考) 住民に求められる対応	ページ	
フェーズ0	平時	事前準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症対策を考慮した収容人員の確認 2 十分な避難所数の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所となっていない公共施設の避難所指定 ・ 企業の福利厚生施設（体育館等）の活用 ・ 災害時のホテル・旅館等の活用 3 発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者を分離する別室の専用スペース又は専用避難所の確保 4 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 5 適切な避難所運営を行うための体制の構築 6 住民への事前周知 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所以外の自宅避難、親戚や知人宅への避難の検討 2 避難時にマスク、体温計、タオル、スリッパ、筆記用具などの必要物資の持参準備 3 マイ避難カードの作成・登録 	P3～13	
		避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な避難先の提示 2 避難情報の発令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全な場所への避難 2 早期避難の実施 	P14～15	
		災害時	避難所開設・受入れ・運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営スタッフ ・ 避難スペース等の確保 ・ 衛生資材等の設置 2 避難者の受入れ 3 避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 換気等の徹底 ・ 一般避難者と体調不良者等との分離、状況に応じ保健所に連絡相談 4 指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理 5 災害時要援護者への感染防止対策の徹底 	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケットの実施等 2 避難所の自主運営 	P16～20
			避難所解消	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者が退去した後の避難所の清掃、消毒等の実施 		P21

II フェーズ0（事前準備）

1 感染症対策を考慮した収容人員の確認

避難者と避難者が密接する状況とならないよう、十分なスペースを確保し、ソーシャルディスタンスをとった避難所レイアウトを検討する。

標準的なソーシャルディスタンスを確保した上での避難所スペース面積など一定の目安を示す。

【兵庫県における標準的な目安】

○ 世帯ごとの間隔：ソーシャルディスタンス（できるだけ2m（最低1m））を確保

・ 避難者一人あたりの居住面積：3㎡以上

※ 標準世帯（3人）の居住面積：3㎡/人 以上×3人＝9㎡以上

世帯区分	居住面積	ソーシャルディスタンス 共有部分面積	世帯の必要面積
3人世帯	9㎡	11㎡	20㎡（5m×4m）

<レイアウトの例>

・ テープ等による区画表示（災害発生直後の配置例）

※ ソーシャルディスタンスを確保して、標準世帯（3人）の居住面積3m×3mごとに養生テープでめばりする等あらかじめ準備しておくことも考えられる。

○ 十分なソーシャルディスタンス（できるだけ2m（最低1m））を確保できない場合、従来面積（1人あたり3㎡以上）を確保のうえ、飛沫感染防止のため、世帯ごとに高さ1.4m以上の避難所用間仕切り*等を設置

<レイアウトの例>

・ パーティション利用（避難生活が長引く場合や多くの避難者が想定される場合等の配置例）

・ 屋内テント利用（同上）

【*兵庫県が災害時協定により流通備蓄している間仕切り】

製品名	協定の相手方	概要	備考
避難所用・紙の間仕切りシステム	NPO 法人ボランティア・アーキテツネットワーク（VAN）	柱、梁、ジョイントは紙管で、高さ2mの梁から木綿布のカテンにより間仕切り	2018/11/28 協定締結済
避難所用間仕切り段ボール	西日本段ボール工業組合	段ボール製の間仕切りで高さは1.45m	2017/8/30 協定締結済



避難所用・紙の間仕切りシステム

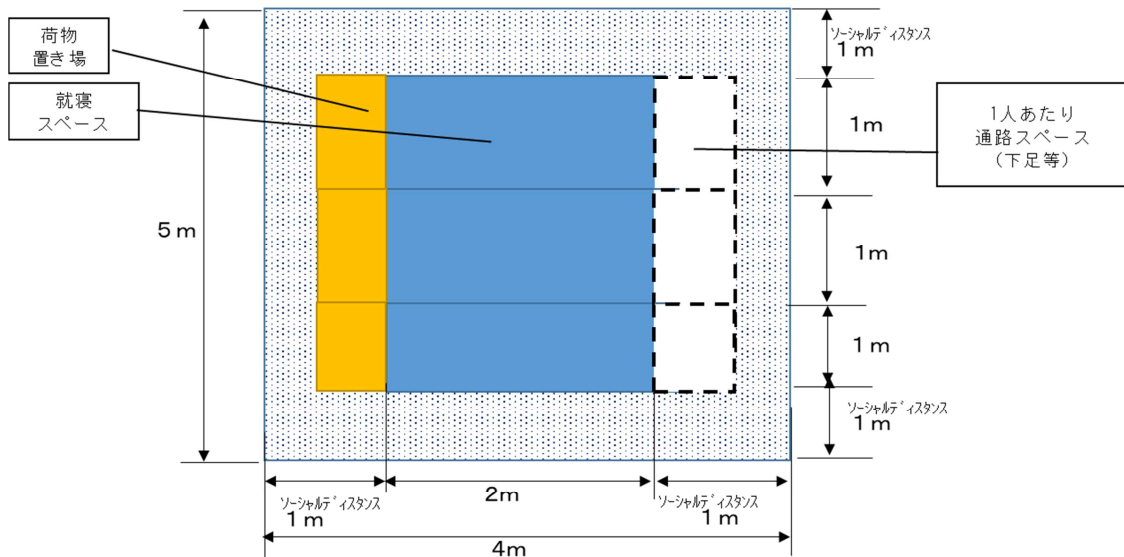


避難所用間仕切り段ボール

【参考】標準世帯（3人）に必要な面積（居住面積＋ソーシャル・インスタンス共有部分面積）

○ 世帯ごとの間隔についてソーシャルディスタンス（できるだけ2m）を確保
（考え方）

- ・ 兵庫県世帯数 約 239 万世帯 / 兵庫県民 約 545 万人 = 1 世帯平均 2.3 人
→ 兵庫県の標準モデル世帯を 3 人で計算する。

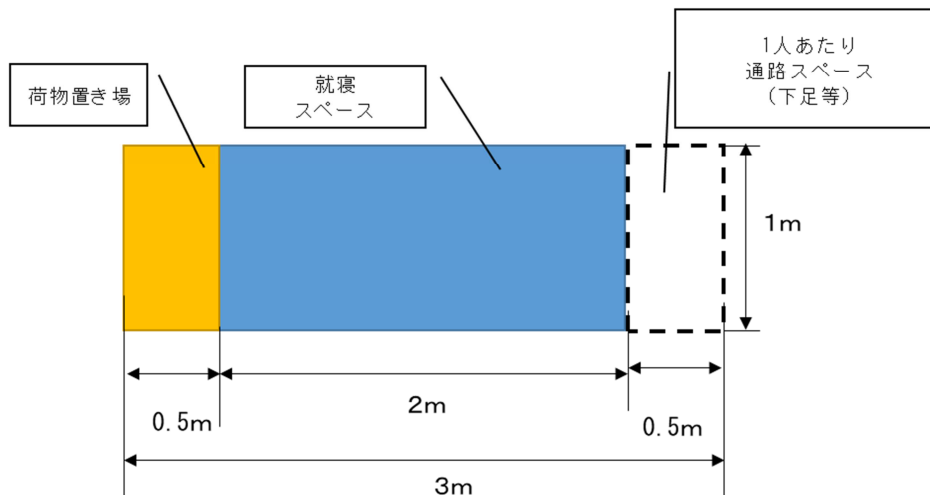


【従来】兵庫県避難所運営管理指針（平成25年版）

避難者一人あたりの面積 3㎡以上を確保することが望ましい

（考え方）

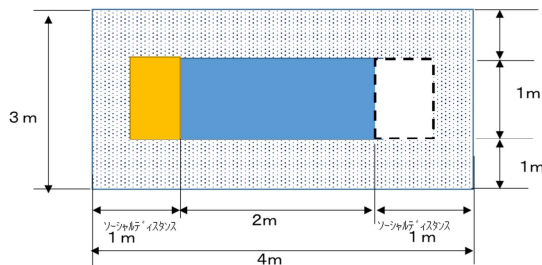
避難者の就寝スペースと荷物置き場に加えて、1人あたりの通路スペースをあわせて3㎡を確保



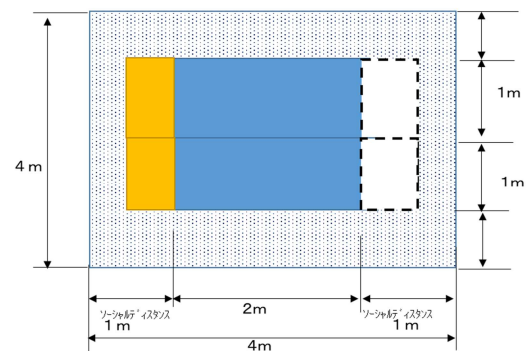
【参考】世帯人数ごとの必要面積（例）

世帯区分	居住面積	ソーシャル・イスタンス 共有部分面積	世帯の必要面積
1人世帯	3 m ²	9 m ²	12 m ² (3m×4m)
2人世帯	6 m ²	10 m ²	16 m ² (4m×4m)
3人世帯 (標準モデル)	9 m ²	11 m ²	20 m ² (5m×4m)
4人世帯	12 m ²	12 m ²	24 m ² (6m×4m)
5人世帯	15 m ²	13 m ²	28 m ² (7m×4m)

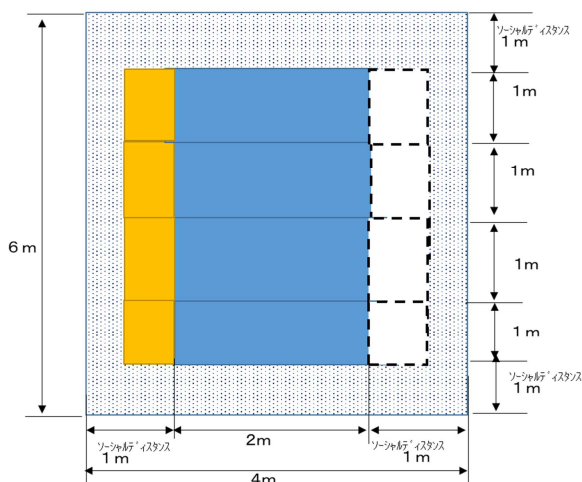
1 1人世帯の場合



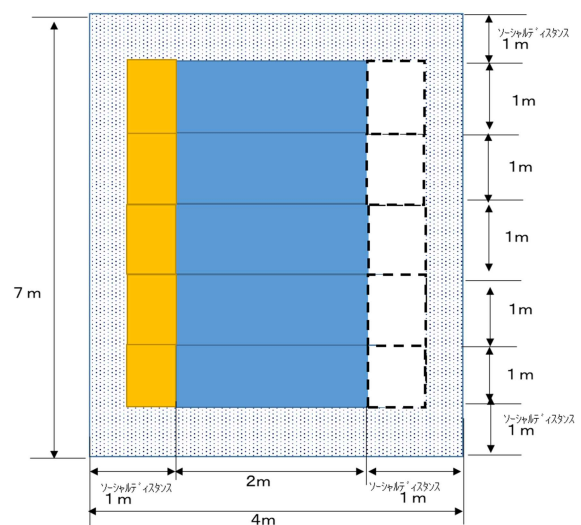
2 2人世帯の場合



3 4人世帯の場合



4 5人世帯の場合

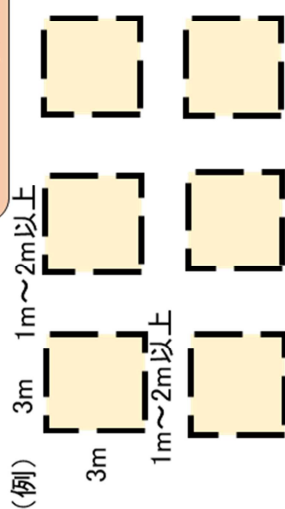


※ 3人世帯（標準モデル）は前ページを参照

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

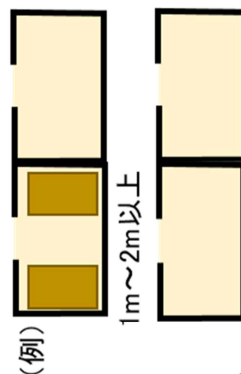
テーブル等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

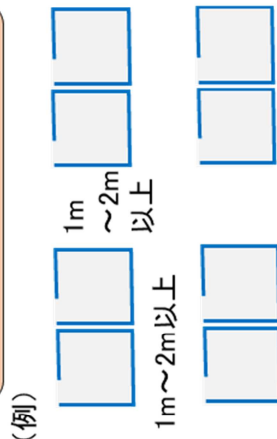
パーティションを利用した場合



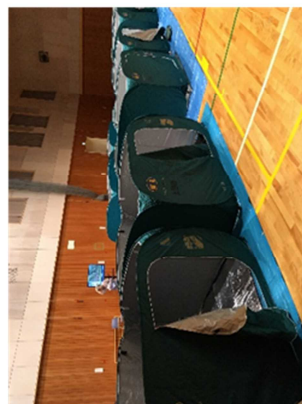
- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

2 十分な避難所数の確保

(1) 指定避難所となっていない公共施設の避難所指定

各市町においては、指定避難所以外の公共施設の避難所利用を検討し、指定避難所の指定を進める。

また、指定避難所となっていない県立施設の避難所指定について、県と市町が連携し推進する。

(2) 企業の福利厚生施設（体育館等）の活用

企業の福利厚生施設（体育館等）の活用を協定締結により推進する。

(3) 災害時のホテル・旅館等の活用

- 災害時におけるホテル・旅館等の避難所利用も検討する。市町によっては管内ホテル、旅館等を十分確保できない可能性もあることから、災害発生時には県において市町域を超えたホテル・旅館等も活用した広域避難調整を行う。
- ホテル・旅館等にどのような避難者を避難させるかあらかじめルール化（例：要配慮者を優先してホテル・旅館等へ誘導を行うなど）しておく必要がある。
- 県では、兵庫県生活衛生同業組合連絡協議会と「災害時における支援に関する協定」を締結しており、ホテル、旅館等の避難所としての提供を支援協力いただける体制を構築しており、市町のみで、ホテル・旅館等の確保が困難な場合には、県も協力し、避難所の確保を推進する。

(4) 指定避難所以外の施設を避難所として使用する場合の支援体制の構築

各市町では、指定避難所以外の施設への適切な情報発信のほか、必要な物資や衛生資材等の供給などを迅速・円滑に行えるよう、体制を構築しておく。

また、自宅の安全が確認された場合は、在宅避難も想定し、円滑に支援できる体制を構築しておく。

3 発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者を分離する別室の専用スペース又は専用避難所の確保

- 発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者（以下「体調不良者等」という。）を分離するため、一般避難スペースと離れた別室の専用スペース又は専用避難所を確保する。
- トイレについても、専用のトイレを確保する。
- 別室の専用スペース又は専用避難所が確保できない場合には、ゾーニングを行い、一般避難者と動線が交わらないようなレイアウトを検討する。
- 体調が悪くなった時に医師等へ電話等で相談できる窓口・連絡先をあらかじめ確保しておく。

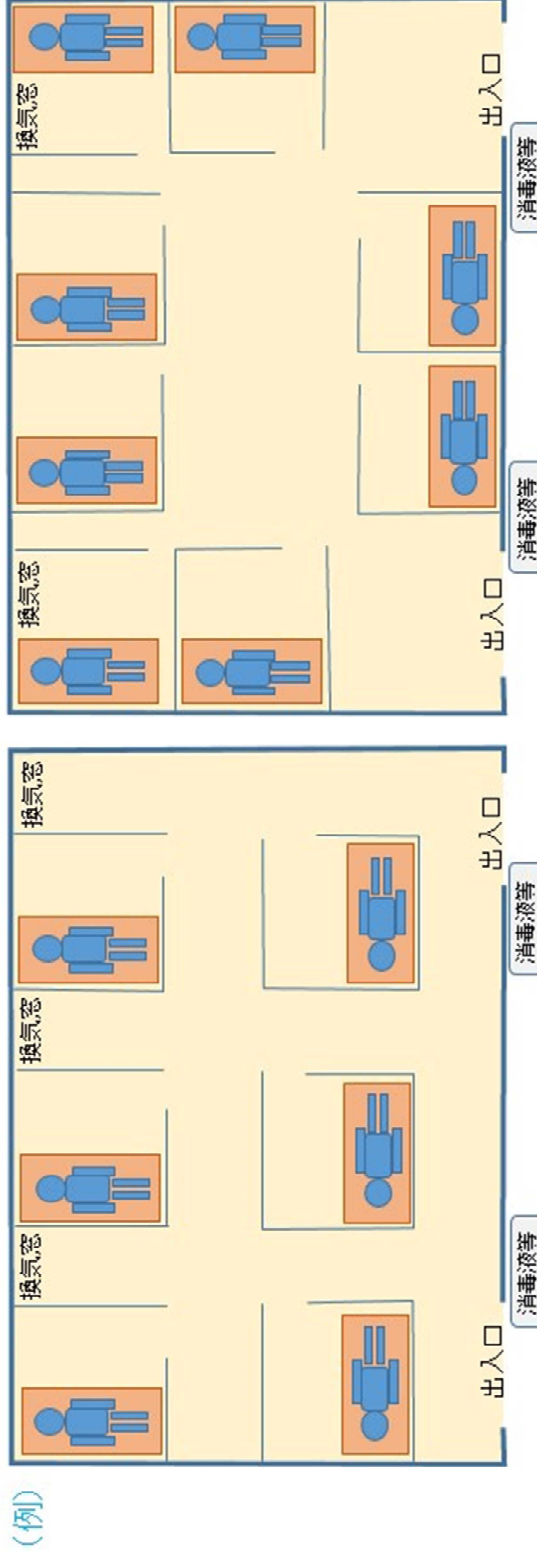
【具体的なレイアウト（例）は、次ページ参照】

(参考) 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト (例)

R2.5.20
第1版

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト (例)

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・ 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。

・ 感染予防および医療・保健活動のしやすい観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

4 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備

(1) 物資及び衛生資材等の確保

各市町は、物資や衛生資材等の確保・備蓄に努める。

特に、避難所での換気が重要であることから、換気設備の事前整備を行うことが望ましい。

【事前に用意しておくことが望ましい物資及び衛生資材等】

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)、マスク、ゴム手袋(ディスポーザブル)、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、ビニールカーテン、ブルーシート、仮設トイレ、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(2) 各避難所での物資等の必要数量の把握

避難所ごとに必要な物資や衛生資材、収容可能人数に応じた必要数量等を洗い出し、必要物資等リストを作成する。

【避難所において準備する物資・衛生資材リスト(例)は、次ページ参照】

【参考】 避難所において準備する物資・衛生資材リスト（例）

避難所名： _____

避難所物資・衛生資材等準備リスト

<input checked="" type="checkbox"/>	品名	必要数量	保管場所又は調達先	備考
<input type="checkbox"/>	消毒液 (アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)			
<input type="checkbox"/>	マスク			
<input type="checkbox"/>	ゴム手袋 (ディスポーザブル)			
<input type="checkbox"/>	ウェットティッシュ			
<input type="checkbox"/>	液体石けん			
<input type="checkbox"/>	ペーパータオル			
<input type="checkbox"/>	非接触型体温計			
<input type="checkbox"/>	使い捨て手袋			
<input type="checkbox"/>	ガウン			
<input type="checkbox"/>	フェイスガード			
<input type="checkbox"/>	間仕切り			
<input type="checkbox"/>	養生テープ			
<input type="checkbox"/>	段ボールベッド			
<input type="checkbox"/>	ビニールカーテン			
<input type="checkbox"/>	ブルーシート			
<input type="checkbox"/>	仮設トイレ			
<input type="checkbox"/>	換気設備			
<input type="checkbox"/>	除菌・滅菌装置			
<input type="checkbox"/>	清掃用具一式			
<input type="checkbox"/>	トイレ用品一式			
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				

5 適切な避難所運営を行うための体制の構築

(1) 施設管理者、関係部局間等での事前調整

- 防災部局だけでなく、保健福祉部局をはじめ全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に留意した避難所運営体制を早急に構築する。その際、医療関係者など外部関係者とも連携した体制を構築する。
- 特に、避難所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備えて、管轄の保健所と各避難所、市町の保健福祉部局等との連絡体制を構築する。
- 避難所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、管轄保健所との間で事前に協議し、一般避難所とは別の避難先、移送方法、役割分担・手順をあらかじめ決めておく。
- 県健康福祉事務所と管轄市町の間で、濃厚接触者など避難所への受入れに必要な情報の連携のしかた等を事前に両者の間で協議しておく。

【参考】各避難所緊急連絡先リスト（保健所・医療機関・その他関係者等）（例）

.....

P32

(2) 災害時要援護者を受入れる体制の構築

① 災害時要援護者の感染防止のための配慮

災害時要援護者や高齢者などの要配慮者は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化しやすいリスクを持っている。そのため、一般の避難所内に福祉避難スペースを設ける際には、症状が出た人を分離する部屋とは動線が重ならないよう配慮するなど新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

② 福祉避難所の開設にかかる事前調整

福祉避難所においても一般の避難所にも増して新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要がある。福祉避難所において、多くの支援者が同行することにより、密集状態にならないよう留意する。

また、平時から新型コロナウイルス感染症対策に留意した福祉避難所の開設・運営等の研修・訓練等を福祉避難所となる施設と連携して実施しておく必要がある。

福祉避難所として開設可能か否かの確認や必要な資材や人員等の確保方法も施設側と協議しておく。

③ 個別支援計画の策定と訓練の実施

災害時要援護者の円滑な避難を実現するためには、要支援者の個別支援計画（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ）の策定をより一層促進するとともに、

関係者が参加した避難訓練を実施することが重要である。

(3) 避難所運営職員への事前研修・教育

避難所運営スタッフとして配置される職員等を対象に、事前に業務及び留意事項等について、説明する場を設け、適正な避難所運営が行えるよう準備する。

6 住民への事前周知

(1) 指定避難所以外の在宅避難、親戚や知人宅などへの避難の検討

避難場所の分散化を図るため、安全確保が可能な場合には、自宅での待避、垂直避難の検討を呼びかける。

親類や知人の家、近所の安全なところなど、指定避難所以外の安全な場所が確保できる場合はそこへの避難を検討することを呼びかける。

(2) 避難所での感染症対策の周知

避難所での新型コロナウイルス感染症対策の取組を広く周知し、避難所への避難が必要な住民が躊躇することがないように、一層の普及啓発を推進する。

(3) 必要な物資の持参

市町の備蓄には限界があることから、避難時に、マスク、体温計、携帯用消毒液、タオル、スリッパ、筆記用具など避難生活に必要なものを非常持ち出し袋等に入れて持参するよう呼びかける。

(4) マイ避難カードの作成等の推進

県民一人ひとりがあらかじめ自宅などの土砂災害、浸水等の危険性について、ハザードマップ等で確認することを促進する。

兵庫県では、県民が災害時に迅速・確実に避難行動をとることができるよう、県民のマイ避難カードの作成を推進しており、住民それぞれが「逃げ時」や「避難先」を再度見直し、「ひょうご防災ネット」スマートフォンアプリなども活用し、「逃げ時」や「避難先」を設定・登録しておくことが重要である。

特に、避難所が密となり使用をためられる場合などの、指定避難所以外の複数の避難先の事前設定についても考慮に入れてもらう。

マイ避難カードの（その他のメモ）欄には、自宅から避難所に携帯する物品として、マスク、携帯用消毒液などを記載しておく。

マイ避難カード (作成イメージ)	
	名前 <input type="text"/>
確認!	判断材料の入手 (何が危険? 大雨や台風の時は何を確認?)
いつ?	逃げ時 (何がどうなったら?)
どこに?	避難先 (どこに? どのルートで?)
	<input type="button" value="昼(明るい時)"/> <input type="button" value="夜(暗い時)"/>
どのように?	避難する方法 (だれと? 歩いて? 車で?)
	<input type="button" value="昼(明るい時)"/> <input type="button" value="夜(暗い時)"/>
(その他 メモ)	

ひょうご防災ネット
スマートフォンアプリ版登場!

いざという時に備え「マイ避難カード」を作成しましょう!

いざというときに、速やかに避難行動がとれるように、学びながら自身で考えた避難行動に移るタイミング(逃げ時)や避難場所をアプリ内「カード」に保存できます。また、保存した逃げ時に関する情報をプッシュ通知で受け取ると「マイ避難カード」を表示します。

12外国語対応

3ヶ所の市・町の登録

避難に関する情報や各種気象情報などをプッシュ通知!

避難場所検索

音声読み上げ

防災情報リンク

無料

今すぐダウンロード!

Android

Google Play
で手に入れよう

iOS

App Store
からダウンロード

後援に関するお問い合わせについては、ひょうご防災ネットサポートセンター Eメール: support@hpcnet.net
 発行: 兵庫県立防災民部実学対策局災害対策課
 電話: 079-962-9811 FAX: 079-962-9911 Eメール: info@hyouf.hpcnet.jp

(5) 避難所の自主運営の促進

新型コロナウイルス感染者が広域的に発生している状況にある場合において、他地域からの広域応援が十分確保できないことも想定し、住民による自主運営の必要性を呼びかけ、避難所の居住区域、手洗い場、トイレなどの定期的な清掃・消毒など避難所運営への参画を推進する。

(6) 避難時における体調不良者等への呼びかけ

体調不良者等は、必ずマスクを着用のうえ避難することや、避難所到着後は速やかに避難所運営スタッフにその旨申し出るよう呼びかける。

また、避難が必要かの再確認を行い、安全であれば、自宅の安全な場所に留まり体調を整えることも併せて呼びかける。

III フェーズ1（避難）

1 適切な避難先の提示

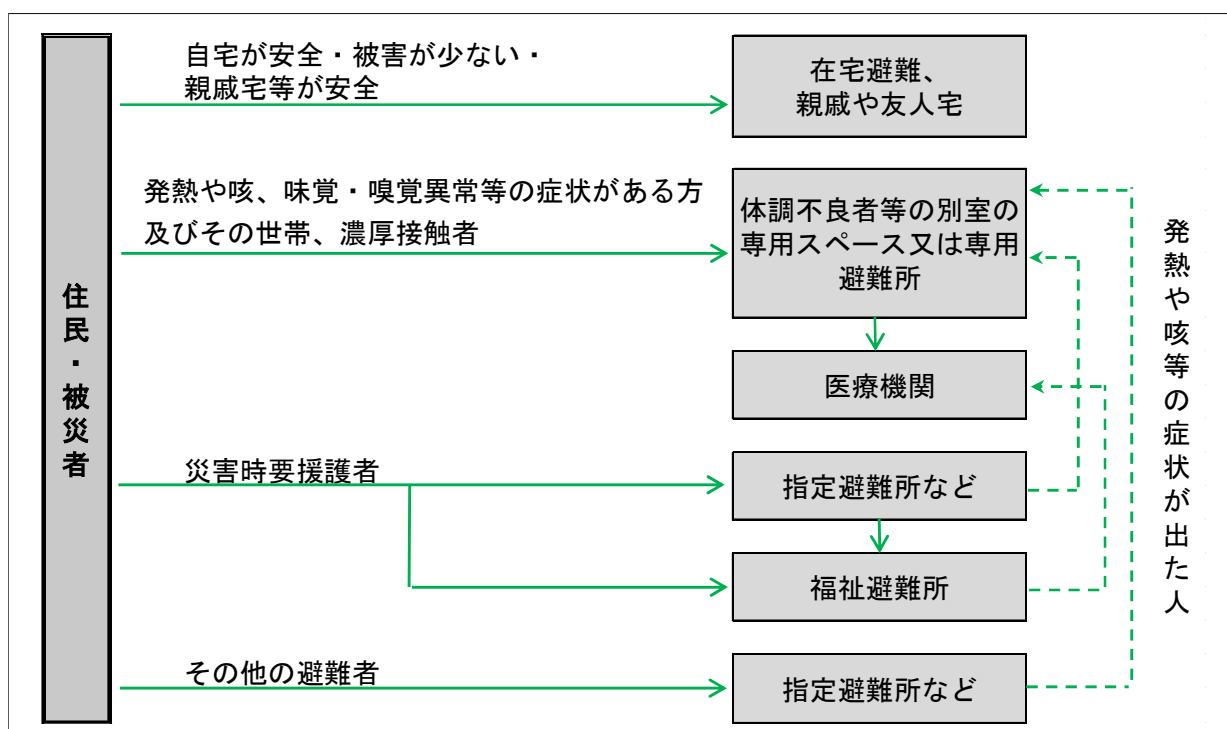
新型コロナウイルス感染症が収束しない中においても、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則であり、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとることが重要である。

一方で、安全な場所にいる人まで指定避難所に行く必要はなく、指定避難所への集中（3つの密）を回避するため、指定避難所以外の避難先のほか、在宅避難（待避・垂直避難）や親戚・友人宅への避難など分散避難を推奨する。

市町は、災害時に発熱症状がある人など各人の状態に応じた適切な避難先を案内・誘導する。 【下図を参照】

また、平時から避難先が安全かどうかをハザードマップ等であらかじめ確認しておくよう十分に周知、広報しておくことも重要である。

【参考】新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について
（内閣府（防災担当）、消防庁）……P22



2 避難情報発令時の留意事項

風水害等における避難勧告等の発令にあたっては、避難所以外の選択肢を示すと共に、マスクの着用などの感染症拡大防止についても言及する。

また、普段から避難者が集中する傾向がある避難所については、近隣の他の避難所への分散を呼びかけることも考えられる。

[発令文例]

〇〇市町災害対策本部からお知らせします。〇川〇地点での水位が氾濫危険水位〇mに到達しましたので、〇地区に対し午後〇時に「避難勧告 レベル4」を発令しました。直ちに指定された避難所へ避難してください。

ただし、激しい雨や増水などにより、避難経路など屋外の状況が危険な場合は、近隣の安全と思われる建物、もしくは、自宅の2階に避難して下さい。

避難所に避難する際は、食料等のご持参や、感染症対策のためマスクの着用をお願いします。

IV フェーズ2（避難所開設・受入れ・運営）

1 開設

（1）運営スタッフ

- 避難者受入前に各自健康チェック、検温を行う。
- 交代要員が業務に就く前、必ず健康チェック、検温を行うとともに、毎日健康チェック、検温を行う。
- また、業務を終えた運営スタッフも毎日健康チェック、検温を行う。

（2）避難スペース等の確保

① 入口・動線

避難所の入口が複数ある場合は、一般避難者と体調不良者等が交わることがないように動線を設定する。

② 土足禁止の徹底

避難所内は、内履きと土足のエリアを明確に区分し、生活区域には、土足のまま入らないことを徹底する。

③ 分離する部屋等の確保

体調不良者等を分離する部屋等の確保を行う。

④ 避難スペースのレイアウト等

- 事前に想定した避難スペースのレイアウトに基づき、養生テープ等で分けするなど避難者同士のソーシャルディスタンスを確保した配置を行う。
- ソーシャルディスタンスを確保できない場合には、間仕切りの設置を速やかに行う。

（3）衛生資材等の設置

- 避難所の出入り口、トイレ周辺等にアルコール消毒液を備え付けるとともに、液体石けん、マスクなどの衛生資材を避難所内に配置する。
- 避難所内の入口、掲示板、洗面所、トイレなどの共有スペースに手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケット、マスク着用や3密回避を呼びかけるポスターを掲出する。

【参考】

- ・ 避難所掲示用3密防止ポスター（厚生労働省） ……………P26
- ・ 手洗い普及啓発チラシ（（公社）日本食品衛生協会） ……………P28
- ・ 咳エチケット普及啓発ポスター（厚生労働省） ……………P29

(4) 住民への周知

避難所として開設した施設の名称、所在地等をホームページやマスコミなど多様な手段を活用して、住民への周知を行う。

(5) 人権への配慮

- 感染をおそれるあまり、感染者や感染疑いの方に対する誹謗・中傷がないようにポスター掲示など防止策を講じる。
- 部屋の分離やゾーニング等が差別的な態度に転化しないよう避難所運営スタッフは、言動や行動に注意する。

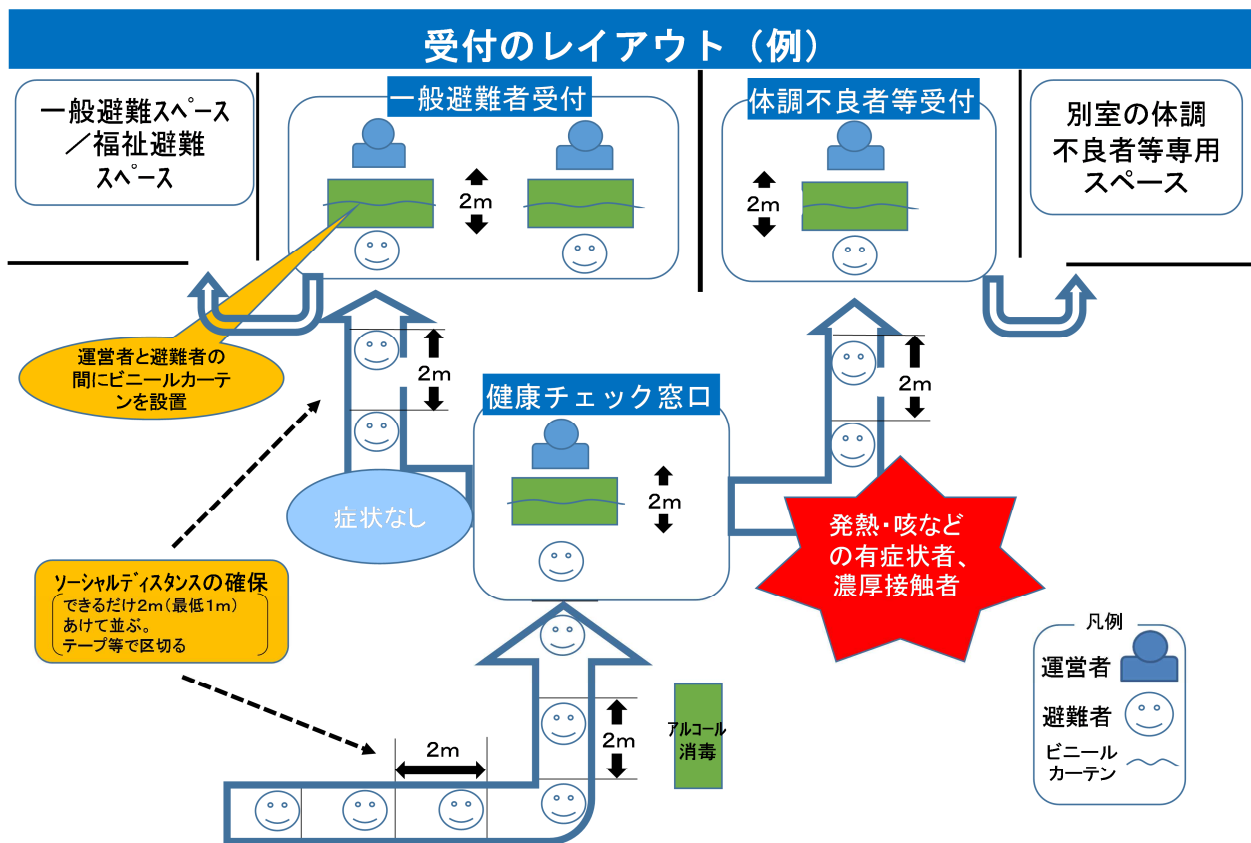
2 避難者の受入れ

(1) 避難所の受付、健康チェック 【次ページの受付のレイアウト（例）を参照】

- 避難者を受入れる際、避難者受付を行う前に避難者個々の健康状態を確認するため、健康チェック窓口を設置し、健康チェックリスト（次ページの例を参照）により、すべての入所者の問診及び検温（非接触型体温計が望ましい）を行う。
- 健康チェック窓口での健康チェックの結果により、「一般避難者受付」または「体調不良者等受付」に誘導する。
 - ⇒ 発熱や体調不良等のある方は、「体調不良者等受付」へ誘導。受付後、別室の体調不良者等専用スペースへ。
 - ⇒ 発熱や体調不良等のない方は、「一般避難受付」へ誘導。受付後、一般避難スペース（福祉避難スペース）へ。
- 災害発生後に多くの避難者が避難所に来た場合において、健康チェック窓口や一般避難者受付等の順番待ちの列ができるときは、ソーシャルディスタンスを確保して並ぶよう誘導する。
- 風水害等の際には、避難者が雨合羽を着用するなど雨に濡れないよう留意しつつ、ソーシャルディスタンスを確保するよう努める。

【参考】

- ・国が示す避難所レイアウト（例）＜避難受付時＞……………P24
- ・国が示す避難所レイアウト（例）＜避難受付以降時＞……………P25
- ・避難所掲出用避難者がスタッフに「報告すべき症状等」ポスター（例）…P27



避難所入所時健康チェックリスト(例)

避難所入所時の健康チェック項目	
<input type="checkbox"/>	PCR検査後、自宅で待機中でしたか？
<input type="checkbox"/>	感染が確認されている人の濃厚接触者で健康観察中でしたか？
<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触はありましたか？
<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域に行ったことがありましたか？
<input type="checkbox"/>	発熱が現在ありますか？（ 日前から 度程度）
<input type="checkbox"/>	強いだるさがありますか？
<input type="checkbox"/>	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか？
<input type="checkbox"/>	においや味を感じにくいですか？
<input type="checkbox"/>	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか？
持病や要配慮に関する項目	
<input type="checkbox"/>	介護や介助が必要ですか？
<input type="checkbox"/>	障がいがありますか？
<input type="checkbox"/>	乳幼児がいますか？（妊娠中も含む）
<input type="checkbox"/>	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？
<input type="checkbox"/>	この他に、心の面も含めて気になる体調の変化はありますか？

（新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック（JVORD 避難生活に関する委員会）をもとに作成）

（2）感染症対策に関する伝達事項

共有部分で複数の人が触れる場所に触った場合等は、液体石けんと水での手洗いやアルコール消毒液による手指消毒を必ず行うよう徹底する。

飛沫感染を防止するため、咳等の症状が出ていない場合にもマスク着用を徹底する。

3 避難所運営

(1) 基本的な感染症対策の徹底

食事前、トイレ使用后、ゴミ処理、避難者の世話の後など、こまめに液体石けんと水での手洗いを行うとともに、うがいや咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底する。

【参考】

- ・ 避難所掲示用3密防止ポスター（厚生労働省） ……………P26
- ・ 手洗い普及啓発チラシ（(公社)日本食品衛生協会） ……………P28
- ・ 咳エチケット普及啓発ポスター（厚生労働省） ……………P29
- ・ 各避難所生活における感染管理リスク上のリスクアセスメント様式例 ……………P30

(2) 十分な換気の励行

十分な換気を行うため、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行う。夏場、冬場は、換気扇や除菌・滅菌装置などの換気設備を活用して、避難所内の換気を行う。

(3) トイレなどの共有部分の清掃・消毒の徹底

トイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなどの共有部分で複数の人が触る部分は、希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液などでこまめに消毒・清掃を行う。

(4) 人と人の直接の接触機会を限りなく減らす

お弁当の手渡し等を行わず、一定の場所に置いておいて、そこに避難者が取りに行くことにより、食事を提供するルール等を徹底する。

(5) ゴミの回収等衛生管理

ゴミを回収する避難所運営スタッフは、使い捨て手袋、マスクの着用を徹底し、ゴミを直接触れることがないように注意する。

(6) 健康管理

毎日定期的に、避難者が自ら検温や健康チェックリストを活用し、健康チェックを行う。【参考 避難所での毎日の健康チェックリスト問診票（例）P31 参照】
また、保健師や看護師等による定期的な巡回を実施する。

(7) 体調不良者等の分離

① 分離

検温や健康チェックにより確認された体調不良者等は、一般避難スペースから分離し、別室の専用スペース又は専用避難所に区分するとともに、トイレや洗面所も可能な限り一般避難者と共同利用しないよう配置する。

② 保健所への連絡相談

管轄する保健所に症状等を連絡相談し、保健所の指示に従い、医療機関で受診させる。

③ 運営スタッフ

体調不良者等の専用スペース又は専用避難所を世話する避難所運営スタッフは、使い捨て手袋やガウン、フェイスガードなどの防護具を着用し、体調不良者等と直接触れないよう留意する。

4 指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理

- 各市町は、災害発生後において在宅避難、テント避難、車中泊など指定避難所以外で避難している被災者の把握を適切に行い、支援の漏れがないよう留意する。
- 指定避難所以外で避難生活を送っている人への健康チェックを定期的に行う。
- 特に、車中泊避難の場合は、エコノミー症候群等にも留意した健康チェック等の声かけを行う。車中泊が多いと想定される駐車場周辺のトイレ環境等を事前に整える。

5 災害時要援護者への感染防止対策の徹底

- 災害時要援護者の避難を手助けする支援者は、災害時要援護者及び支援者が感染しないよう、マスク、手袋の着用や車イスの消毒など感染防止のための特段の配慮が必要である。
- 一般避難所内に災害時要援護者が過ごす福祉避難スペースを設置する場合には、体調不良者等を分離する別室の専用スペース等とは、できるだけ離してゾーニング分けを行い、体調不良者等と動線が重ならないよう配慮する。
- 健康チェック、検温を毎日行い、災害時要援護者に異変がないか入念にチェックする。

※ フェーズ2の対応については、すべて実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定されることから、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

※ 市町の避難所運営要員や物資・資機材等が不足する場合には、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、被災市町から県に応援を要請し、県は広域応援調整を行う。

V フェーズ3（避難所解消）

1 避難者退去後の対応

- 避難者退去後の避難スペースを清掃し、備品やドアノブ等共用部分等のアルコール消毒を行う。
- 清掃、消毒を行うときは十分な換気を行い、手袋、マスク着用で行う。
- 体調不良者等を分離する別室の専用スペース又は専用避難所の消毒方法に関しては、保健所から事前に指導を受けたうえで施設管理者にも説明を行っておく。

VI 参考（様式・参考資料等）

- 1 新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について
(内閣府（防災担当）・消防庁)

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は
避難することが原則です。**

知っておくべき5つのポイント

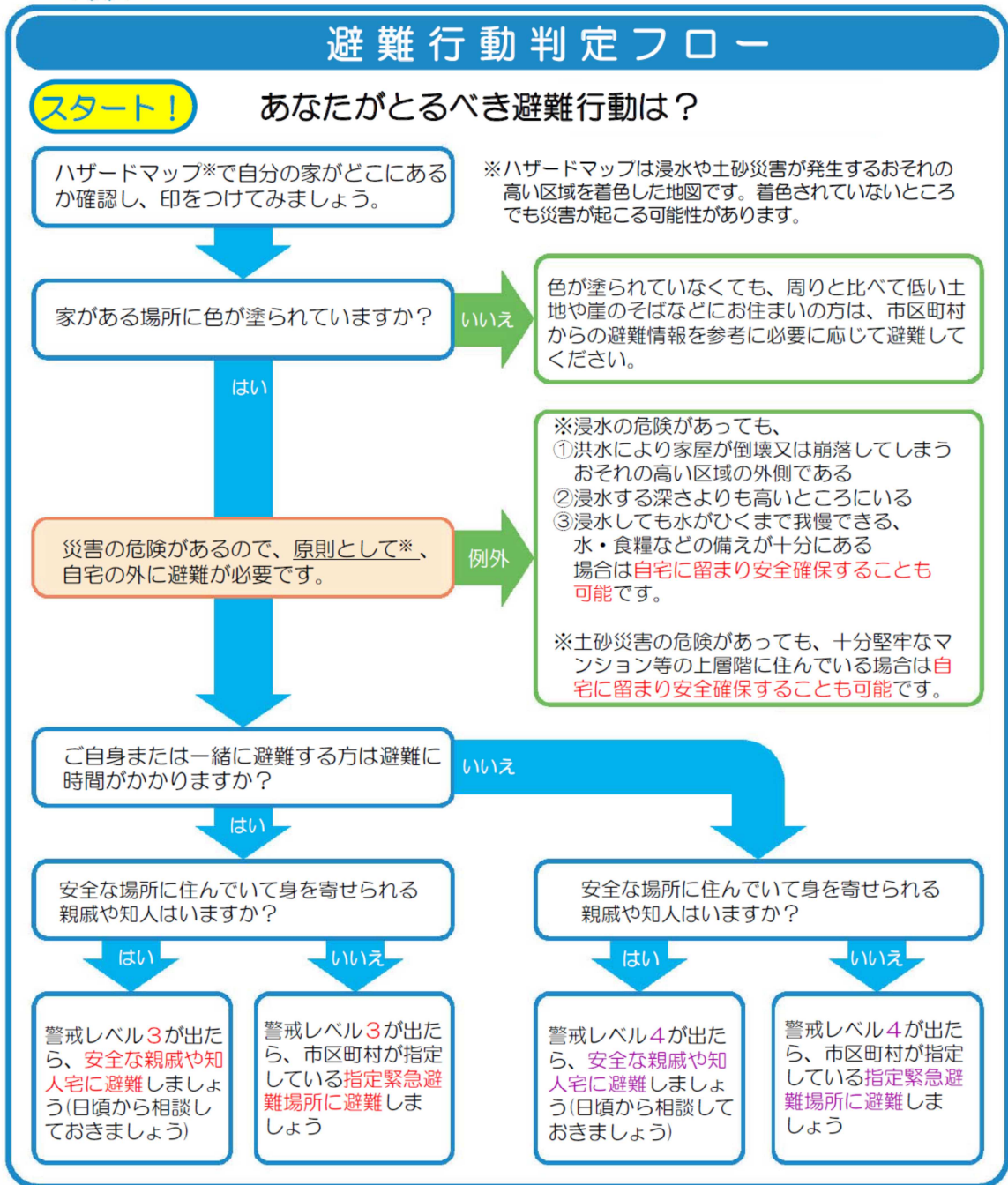
- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足しています。**
できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が
変更・増設**されている可能性があります。
災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。
やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。



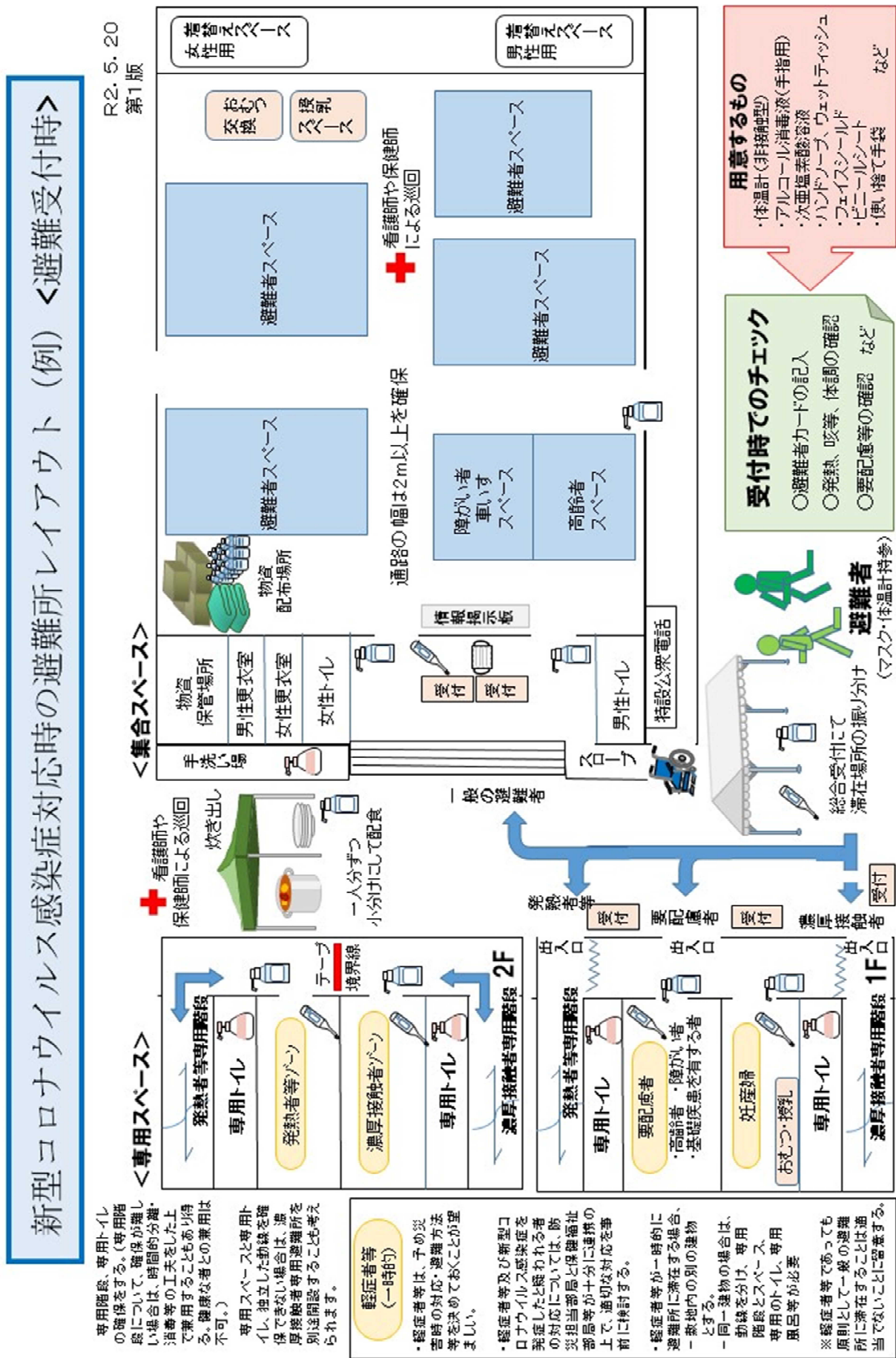
今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！



ハザードマップ 検索



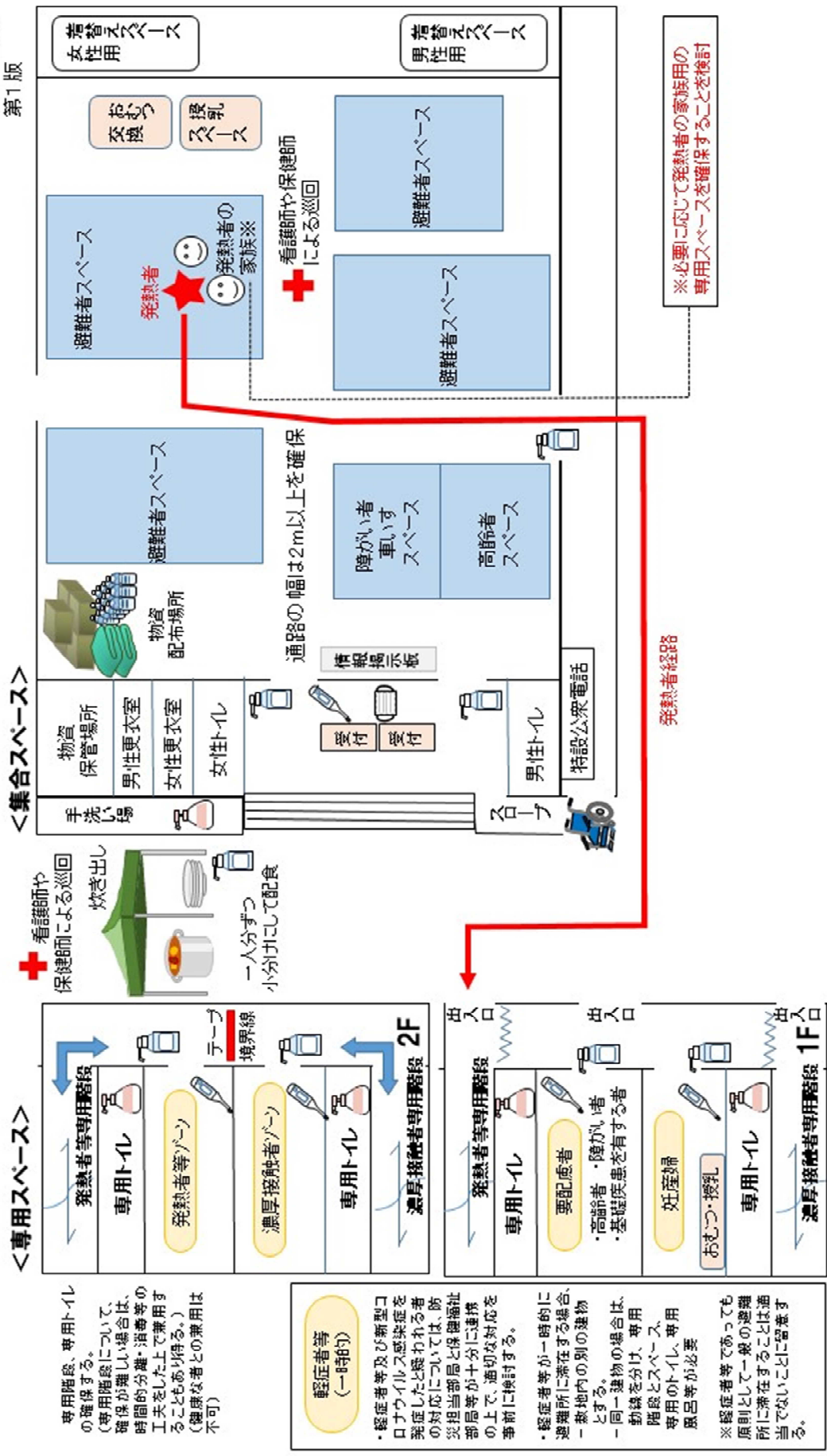
2 国通知(避難所における新型コロナウイルス感染症への対策の参考資料について)
 (新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉)



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) <避難受付以降>

R2.5.20
第1版

(新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) <避難受付以降>)



専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。) (健康な者との兼用は不可)

軽症者等 (一時的)
 ・軽症者及び新型コロナウイルス感染症と疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。
 ・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要
 ※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



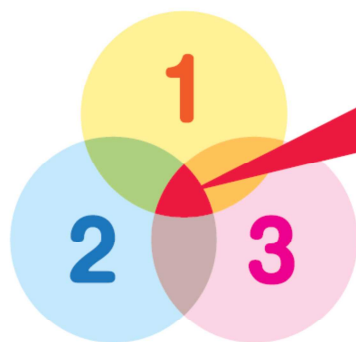
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



次の症状がある場合は すぐにスタッフにお知らせください

- 1 熱がある、又は熱っぽい
- 2 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 3 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- 4 上気道炎症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
- 5 インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
- 6 咳があり、血がまざった痰がでる
- 7 からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
- 8 からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
- 9 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
- 10 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
- 11 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
- 12 吐いた、又は吐き気がする
- 13 おなかが痛く、便に血がまざっている
- 14 目が赤く、目やにが出ている
- 15 傷などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛かったりする

以下に該当する方は、避難所入所時に必ずお申し出ください。

「高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）などの基礎疾患がある方、
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」

※ 避難所における感染症対策マニュアル（2011年3月24日版・平成22年度厚生労働
科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主
任研究者 切替照雄）作成）をもとに作成

できていますか？ 衛生的な手洗い



2度洗いが効果的です！
2～9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

※アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

感染症対策へのご協力をお願いします

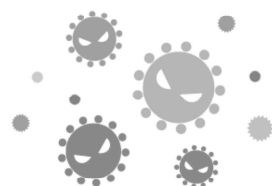
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人につさないために

くしゃみや咳が出る時は、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする
咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う
2 ゴムひもを耳にかける
3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



7 各避難所生活における感染管理リスク上のリスクアセスメント様式例

避難所生活における感染管理上のリスクアセスメント

平成 年 月 日

市町村名 _____

避難所名 _____

大体の人数 _____ 人

記載者 (所属) _____

(職種) _____ 氏名 _____

利用可能な医療機関(あれば) _____

避難所の形態		
1	ホールなどに大人数が収容されている	ある・ない
2	教室や部屋など、個別に収容する場所がある	ある・ない
3	各家族同士の距離は、1m以上離れている (成人男性の腕の長さは約70cm、足の長さは約25cm)	している・不十分・できない
避難者の年齢構成 (大まかで)		
4	小児(5才以下)	%
5	高齢者(65才以上)	%
6	妊婦	人
手指衛生		
7	水道水が復旧している	している・していない
汚物処理		
8	トイレは水洗で自動に流すことができる	できる・不十分・ない
9	トイレの清掃	できる・不十分・ない
10	おむつなどの廃棄場所が決められている	できる・不十分・ない
食品管理について		
11	調理者の手指衛生が可能	できる・不十分・ない
12	調理器具を洗うことができる	できる・不十分・ない
13	人数分の箸、コップ、皿など食器類	ある・不十分・ない
14	食器類を洗うことができる	できる・不十分・ない
換気について		
15	換気扇や空調設備による換気が可能	できる・不十分・ない
16	構造上、避難場所の窓を開けることができる	できる・不十分・ない
体調管理について		
17	避難者の健康状態を把握している人がいる	している・していない
18	外部との連絡手段(電話・携帯)がある	ある・ない
物品の確保状況		
19	石鹸	ある・不十分・ない
20	速乾性アルコール手指消毒薬	ある・不十分・ない
21	マスク	ある・不十分・ない
22	消毒薬(次亜塩素酸:ハイターなど)	ある・不十分・ない
23	体温計	ある・不十分・ない
罹患状況 (可能であれば人数)		
24	発熱者(37.5℃以上を目安とする)	いる(現在 人、累計 人)・いない
25	呼吸器症状(咽頭痛、咳、痰など)を有する方	いる(現在 人、累計 人)・いない
26	消化器症状(嘔吐・下痢など)を有する方	いる(現在 人、累計 人)・いない
27	発疹を有する方	いる(現在 人、累計 人)・いない
要介護・援護者の状況		
28	身体介護を要する人	いる(現在 人)・ いない
29	認知症状のある人	いる(現在 人)・ いない
30	身体障害者で援護を要する人	いる(現在 人)・ いない
31	知的障害者で援護を要する人	いる(現在 人)・ いない
32	精神疾患を抱え、服薬中の人	いる(現在 人)・ いない
その他の特記事項		

東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク、平成23年3月24日

(出典：避難所の感染対策マニュアル)

8 避難所での毎日の健康チェックリスト問診票（例）

入所後の毎日の健康チェックリスト

受付番号：	
記入日時：	令和 年 月 日 時 分
氏 名：	年 齢： 歳
性 別： 男 ・ 女	体 温： 度

あてはまるものの数字に○をつけてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	症 状
<input type="checkbox"/>	1 熱がある（日前から度程度）
<input type="checkbox"/>	2 風邪のような症状などがある （該当するものに○：咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み、その他）
<input type="checkbox"/>	3 息苦しさがあある
<input type="checkbox"/>	4 強いたるさがある
<input type="checkbox"/>	5 寒気、関節痛・筋肉痛などがある
<input type="checkbox"/>	6 咳があり、血がまざった痰がでる
<input type="checkbox"/>	7 からだにぶつぶつ（発疹）が出ている ＜□かゆみや痛みがある＞
<input type="checkbox"/>	8 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
<input type="checkbox"/>	9 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便等）が出た
<input type="checkbox"/>	10 吐いた、又は吐き気がする
<input type="checkbox"/>	11 おなかが痛く、便に血がまざっている
<input type="checkbox"/>	12 目が赤く、目やにが出ている
<input type="checkbox"/>	13 その他（ ）
<input type="checkbox"/>	14 該当なし

9 各避難所緊急連絡先リスト（保健所・医療機関・その他関係者等）（例）

各避難所緊急連絡先リスト（保健所・医療機関・その他関係者等）

避難所名 _____

1 市町避難所担当連絡先

課名	連絡先			F A X
	平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
	夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—

2 保健所（保健福祉事務所）連絡先

管轄保健所名				
住 所				
担 当 課				
連 絡 先	平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
	夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	
	F A X			
	メールアドレス			

3 医療機関連絡先

施設名	住所	連絡先			F A X
		平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
		夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—
		平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
		夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—

4 その他関係機関連絡先

機関名	住所	連絡先			F A X
		平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
		夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—
		平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
		夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—

※いずれの機関とも緊急連絡できるよう公用携帯番号を把握しておくことが望ましい

【参考文献】

- 1 国等通知
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>
- 2 避難所における感染症対策マニュアル（2011年3月24日版・平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成）

アドバイザー

木村 玲 欧（兵庫県立大学 環境人間学部・大学院環境人間学研究科 教授）

宇田川 真 之（国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門 主幹研究員）

高岡 誠 子（人と防災未来センター 研究員）

藤原 宏 之（人と防災未来センター 研究調査員）

編集：兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

TEL：078-341-7711（内線 5383, 5379, 3831）

FAX：078-362-9911

HP：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/hinansyo.html>